

るので、平成21年10月1日付け事務連絡「年金担保貸付利用者のデータ提供に関する留意事項について」の内容を再度確認の上、管内実施機関に周知されたい。

さらに、③については、生活保護を受給していない世帯に対する制限となるため、個人情報の取扱いについて検討を要することや、(独)福祉医療機構におけるシステム改修を要することから、今年度中の実施は困難な状況となっている。

しかしながら、理由もなく年金担保貸付を利用して生活保護の受給を繰り返す等、資産の活用(月々の年金受給)を恣意的に忌避している場合については、生活保護法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解されるので、引き続き「生活保護行政を適正に運営するための手引き」(平成18年3月30日社援保第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、適正に保護の決定にあたられたい。

#### (4) 他法他施策の優先適用について

##### ア 医療扶助における自立支援医療の優先適用について

生活保護の決定実施に当たっては他法他施策の優先活用が前提であり、昨年度の会計検査院の实地検査においても、障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療(更生医療)制度の適用が適切に行われていない事例が見受けられるとの指摘を受けたところである。

については、主治医への病状調査や診療報酬明細書(レセプト)の傷病名の一斉点検など必要な点検調査を行うとともに、障害者手帳を有している被保護者にあつては、障害の種別等を把握し、自立支援医療の対象となる可能性がある者の診療報酬明細書(レセプト)は重点的に点検するなど、被保護者の病名確認を的確に行うよう管内実施機関に対し指導を徹底されたい。

このことについて、福祉事務所及び都道府県等本庁において点検調査を確実に行っていただくために、所要の通知を発出する予定である。当該通知にて確認用の台帳様式をお示しすることとしているので、これを踏まえ、台帳の整備及び台帳に基づいた重点的な点検調査を実施するようお願いする。

このような点検調査等の結果、自立支援医療など他法他施策の適用可能性がある方に対しては、遅滞なく適用に向けた申請指導を行うとともに、申請結果について本人からの聴取、障害担当課からの結果通知等により適切に把握するなど組織的に取り組むようお願いする。

## イ 介護扶助における自立支援給付等の優先適用について

40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の生活保護受給者については、他法他施策で活用できる施策があれば、介護扶助に優先して適用することとなっているが、特に障害者自立支援法の自立支援給付等について、今般、会計検査院の指摘があったとおり、自立支援給付等が介護扶助に優先されることについて担当者の認識が不十分等の理由により、自立支援給付が活用可能にもかかわらず、介護扶助を適用している実施機関が見受けられたところである。

介護扶助の支給決定に当たり、身体障害者手帳を取得していない方に対しては、被保護者の病状把握を行った上で、身体障害者手帳取得可能かどうかの確認を行うことを徹底されたい。

身体障害者手帳が取得可能及び既に取得している方に対しては、被保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付内容を把握した上で、優先的に自立支援給付等の適用を検討されたい。

初老期における認知症等で被保護者が身体障害でない場合は、個々の病状を病状調査等により把握し、自立支援給付等の適用の可否について検討されたい。なお、脳血管疾患等脳に関する特定疾病については、器質性精神障害により、精神障害に該当することもあるので、その観点からの自立支援給付等の適用も検討されたい。

身体障害者手帳の取得の可否、自立支援給付等の適用の可否については、障害担当課に対する照会、協議及び自立支援給付等を活用するための障害区分認定の申請等、障害担当課との連携が不可欠であることに留意すること。

このため、各福祉事務所において確認が確実に行われるよう台帳整備を行うことにより、組織的な取組を推進していただきたい。

なお、上記については、福祉事務所において確実に行っていただくために、所要の通知を発出する予定である。当該通知にて台帳の様式を参考までにお示しすることとしているので、台帳整備及び台帳に基づいた確認を行うようお願いする。

## ウ 地方厚生局監査の実施について

今回の会計検査院からの指摘は、他法他施策の優先活用という生活保護法の補足性の考え方が遵守されていないことを明らかにする、極めて憂慮すべき事態である。このことから、平成22年度から地方厚生局の生活保護監査官等により、都道府県

・指定都市・中核市本庁に対して、生活保護の医療扶助における他法他施策の優先活用を徹底するため、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査を実施することとしているので、御了知願いたい。

平成22年度の地方厚生局監査事項については、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、自立支援医療制度の適用状況に着目した監査を実施する予定である。

都道府県等本庁におかれては、今後発出予定の通知にてお示しする様式を踏まえ、福祉事務所にて作成した台帳を取りまとめていただき、平成22年5月末日を期限として当省あて提出いただくようお願いする。

なお、台帳提出に当たっては、調査時点に若干の相違がある程度の資料を既に有している場合は、当該調査時期を明記の上、これに代えて提出いただくことは差し支えないので、念のため申し添える。

当該監査では、当該台帳掲載者の診療報酬明細書（レセプト）を審査し、適切に他法他施策の優先活用がされているかについて監査をさせていただく予定である。

また監査の実施は、上記台帳の提出を受け、平成22年6月より各地方厚生局が、順次各都道府県等本庁にて行うことを予定している。

都道府県等本庁におかれては、地方厚生局との監査日程の調整をはじめ、監査会場の手配、監査資料となる診療報酬明細書（レセプト）の準備などの対応をお願いする。

#### (5) 診療報酬明細書（レセプト）点検の充実・強化について

診療報酬明細書（レセプト）の点検は、医療扶助受給者の病状把握を行うとともに、医療扶助費の適正な支出を図るために必要不可欠なものである。

一部の自治体においては、内容点検（特に縦覧点検）について、対象となる全ての診療報酬明細書（レセプト）の点検が実施されていないなど取組みが不十分な自治体が見受けられる。医療扶助費の適正な支出のため、点検体制を整備していただき、すべての診療報酬明細書（レセプト）について資格・内容点検（単月・縦覧）を実施していただくようお願いする。また、適宜点検体制・点検効果の検証を行い、体制・効果が不十分と思われる場合には、点検方法を見直す（セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用した外部委託等）とともに、自立支援医療等の他法他施策の適用可能性についても点検するなど、より効果的かつ効率的な点検の実施をお願いする。

上述したような取り組みに対しては、セーフティネット支援対策等事業費補助金の交付に当たり、他に優先して採択していく方針であるので御了知願いたい。

#### (6) 通院移送費の適正化について

医療扶助の通院移送費については、平成20年4月以降、局長通知や課長通知等を発出し、給付範囲等の基準及び審査等の手続を明確化し、また平成20年6月には「医療扶助における移送の給付決定に関する留意点（周知徹底依頼）」（平成20年6月10日社援保発第0610001号）を発出し、

- ① 平成20年4月通知改正前の「移送に必要な最小限度の額」というこれまでの基準を変更するものではなく
- ② もとより、被保護者の方が必要な医療を受けられなくなることがあってはならず、必要な交通費は支給されるべきである

という趣旨を明確にし、この点について各実施機関等に対し、様々な機会を通じて、周知・徹底を図ってきたところである。

今般、上記通知発出後においても、一部の自治体において通知の趣旨が徹底されずに、一律・機械的な取扱いがなされているとの意見があったことから、これまで発出した通知の趣旨について、さらなる徹底を図っていただきたく「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号）の改正を予定しているところである。

各福祉事務所においては、今後発出される改正通知等で示した一定の手続にのっとり、個々の事案ごとに十分な検討を行い、不正受給や過大給付などが発生しないよう「濫給の防止」に努めるとともに、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはあってはならないことであり、そのようなことのないよう「漏給の防止」にも努められたい。

#### (7) 生活保護法第29条に基づく調査について

生活保護法第29条に基づく資産及び収入の状況の調査については、昨年度「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、不正受給の早期発見及び未然防止に努めていただいているところであるが、今般、実施機関が官公署等に対し調査を行う際については、以下の

事項に留意の上、引き続き適切に調査を実施するようお願いする。

#### ア 公共職業安定所に対する調査について

公共職業安定所に対する29条調査を実施する場合については、「生活保護法第29条に基づく公共職業安定所長に対する調査の嘱託について」（昭和58年9月12日社保第95号厚生労働省社会局保護課長通知）に基づき、申請時等に本人から提出のあった同意書を添付の上、公文にて調査を依頼することを徹底し、雇用保険の受給状況等に関する情報の報告を必要に応じて求めること。その際、調査の嘱託は、機械的に行うことなくその必要性について十分な検討を加えるとともに、保護の決定及び実施に必要な不可欠な事項について行うこと。

また、特に、訓練・生活給付金など、昨今新たな給付事業が職業安定所において行われていることから、就労支援に限らず、給付に関する事項についても、職業安定所との連携強化を図り、生活保護の適正な運用に努めること。

#### イ 金融機関等に対する調査について

調査の際に徴収される手数料について実態を調査したところ、手数料を徴収されている自治体は、都道府県・指定都市・中核市106自治体のうち49自治体であり、南九州地方など特定の地域に偏在して手数料が徴収されている状況であった。

また、1件あたりの平均手数料は33円（最高額722円～最低額10円）であることから、大部分が郵送代やコピー代など実費相当程度であり、同一金融機関であっても、自治体や支店によって料金が異なる実態も見受けられた。

保護の実施機関においては、上記結果を踏まえ、引き続き金融機関等に対しては、生活保護法第29条の趣旨を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、適切に必要な調査を実施するようお願いする。

#### ウ 税務官署に対する調査について

特に、住民登録が管外にある生活保護受給者の課税所得の調査を実施する場合等については、他の自治体の税務官署に対し調査依頼を行うこととなるが、税務官署における本調査の取扱いについては、過去に以下のとおり示されているので念のため確認の上、適切な調査に努められたい。

273 福祉事務に関する町税課税状況等の審査について

問 福祉年金、福祉医療、国民年金免除申請等の受給資格審査及び保育料の決定のため、庁内の福祉係が町民税課税台帳等の閲覧をした場合、審査の結果所得額等が基準額以上になり受給資格の停止など納税者に不利になる場合もありますが、庁内内部の閲覧であるので地方税法第22条にてい触しないものと解して差し支えないでしょうか。また、福祉サイドでの根拠法文もあわせてご教示下さい。

答 一般に収入額又は所得額、税額等は地方税法第22条の「秘密」に該当しますので、国民年金法第108条、生活保護法第29条、児童扶養手当法第30条、老人福祉法第36条、児童扶養手当法第28条等の法令の根拠がある場合は格別、そうでない限り、一般には、庁内職員といえども課税台帳を閲覧させることは秘密漏えいに関する罪にてい触するものと考えます。

## 5 その他

### (1) 平成22年度の実施要領等の改正について

平成22年度の主な改正事項は、以下のとおりの予定である。

#### ア 劣悪な無料低額宿泊施設等に対する対応について

自立に向けた転居支援の推進を図るため、劣悪な無料低額宿泊施設等から転居する場合に必要な敷金等や移送費などについて支給できる旨を明記するほか、劣悪な施設への入所を防止する観点から、安定した住所のない方が住居を確保するに当たり、不適切と判断される施設へ入所する場合は敷金等を支給しない旨等を規定することとしている。

#### イ 初任給が支給されるまでの通勤費の支給について

手持金のない生活保護受給者の就労を支援するため、新規就職者で初任給が支給されるまでの期間における通勤に必要な当座の資金がない方については、交通費を就職支度費として支給できることとしている。

#### ウ 高等学校等を卒業し、就職する者に対する運転免許証取得費の支給について

高等学校を卒業する者の就労を支援するため、高等学校卒業予定者に対し、高等学校卒業後の就職が内定し、仕事上自動車の運転免許証が必要な場合については、運転免許証取得費用を支給することとしている。

#### エ その他

地域生活定着支援センターを利用した方の実施責任や年金担保貸付制度の改正に伴う保護の取扱いについて明記することとしている。

### (2) 生活保護関係予算について

#### ア 平成22年度予算（案）について

##### (ア) 保護費負担金について

保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎としたうえで、直近の被保護人員の伸び等を踏まえるとともに、雇用施策やその他福祉施策による影響

を踏まえ、平成22年度予算（案）においては、対前年度1,421億円増（6.9%増）の2兆2,006億円を計上しているところである。

平成22年度予算（案）の状況

	21年度予算	22年度予算(案)	増△減額
保護費負担金	2兆585億円	2兆2,006億円	1,421億円

(イ) セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金については、平成22年度予算(案)において、対前年度30億円増の240億円を計上しているところである。

このうち、生活保護関係の新規事業としては、保護施設を経営する社会福祉法人等が社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を運営するに当たり、被保護者に対し地域社会での自立生活のための生活指導及び就労指導のために必要な財政支援を行う「居宅生活移行支援事業」を創設することとしている。

また、行政刷新会議による事業仕分けにおける指摘等を踏まえ、医療扶助の適正化に向けた取組として、外部委託の促進等、実効性のあるレセプト点検事業の充実に必要な予算の確保を行ったところである。

なお、平成21年度までセーフティネット支援対策等事業費補助金において実施している自立支援プログラム策定実施推進事業のうち「就労支援事業」及び「就労意欲喚起等支援事業」、住宅・生活支援対策事業のうち「住宅手当緊急特別措置事業」については、平成21年度第二次補正予算において各都道府県に造成された「緊急雇用創出事業臨時特別交付金（基金）」の「住まい対策」に係る事業として実施されることとなるのでご留意願いたい。

平成22年度予算（案）の状況

	21年度予算	22年度予算(案)	増△減額
セーフティネット支援対策等事業費補助金	210億円	240億円	30億円

イ 緊急雇用創出事業臨時特別交付金（基金）について

平成21年度第二次補正予算においては、離職した方等が安心して就職活動を行



うために必要な生活基盤である「住まい」に着目し、「住まい対策の拡充」を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円を計上し、各都道府県の基金に積み増しすることとしている。

この基金により、平成22年度においても、引き続き切れ目のない形で、「住宅手当緊急特別措置事業」、「ホームレス支援対策事業」及び「就労支援の強化」等の事業を実施することとしているので、各自治体においては、より一層の効果的な事業実施に取り組んでいただきたい。

### (3) 生活保護関係予算の執行について

#### ア 生活保護費等負担金の執行について

##### (ア) 平成22年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、各自治体より報告された所要見込額に基づき行っているところである。

平成22年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、厳しい雇用失業情勢を受けて保護動向も大きく変化しているため、各自治体においては、常に管内の保護動向等を踏まえ、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

なお、毎年、所要額を過大に見込んで多額の返還金が生じている自治体が見受けられるところであるが、限られた財源を有効に活用する観点から、適切に所要額を算出していただくようお願いしたい。

##### (イ) 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算等について

近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生していることから、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」（平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、生活保護費の支給等の事務処理の適正化、詐取等不正事案の報告・把握、詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について周知を図ったところである。しかし、未だに詐取、事務け怠等の不正事案が見受けられることから、各自治体におかれては、本通知の周知をさらに徹底し、不正事案の防止に努められたい。また、不正事案が発生した場合は、本通知において示している報告書様式にて、速やかに厚生労働省に報告されたい。

(ウ) 調定額の計上及び調定後の債権管理等に係る留意事項について

生活保護費負担金交付額の精算については、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」（平成17年9月29日社会・援護局保護課長通知）により、適正な返還金等の調定額の計上について周知しているところであるが、会計検査院の平成20年度決算検査報告においても63自治体分について、不当であるとの指摘を受けたところである。各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、このような事態が生じないように、適切に国庫負担金の精算を行われたい。

また、地方自治法に基づく納入の指導や時効中断等の必要な措置を行わないまま時効となり、結果として不能欠損とすることは適切な処理とは認められないので、調定後の債権管理等についても、適切に行われたい。

イ セーフティネット支援対策等事業費補助金

セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る実施要綱及び平成22年度の交付方針は別途通知することとしているが、平成22年度においては、無料低額宿泊施設の適正な運営を図るための「居宅生活移行支援事業」を新たに創設し、優先的に採択することとしている。

行政刷新会議において指摘された医療扶助の適正化対策の充実を図る観点から、レセプト点検の外部委託の推進等についても、各自治体においては積極的に取り組むよう指導願いたい。

また、自立支援の観点から、被保護者の抱える多様な課題に対応できるよう、幅広い自立支援プログラムを用意することが重要であるため、各自治体においては、本補助金を有効に活用し、自立支援プログラムの一層の充実に努められたい。

なお、補助事業の採択に当たっては、各自治体から提出していただく実施要綱等に記載されている事業の具体的内容及び費用対効果を踏まえて行うこととしているので御留意願いたい。

#### (4) 保護施設の運営及び整備について

##### ア 保護施設の運営について

###### (ア) 保護施設の運営について

保護施設については、退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者の受入れや、障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者の受入れなどの役割を担っているが、近年は、社会生活に適応できず施設に入所せざるを得ない方（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても機能している。

現在、保護施設は、入所者の地域生活への移行支援のため、

- ① 入所中に行われる「居宅生活訓練事業」
- ② 在宅生活移行後の居宅生活の継続を目的とした「通所事業」
- ③ 在宅生活が一時的に困難に陥った場合の「ショートステイ事業」

の活用が可能な事業体系となっているところである。

については、保護施設における地域生活への移行支援と自立支援機能の充実・強化を図るためにも、これらの事業に積極的に取り組むよう、管内保護施設に対して働きかけていただきたい。

##### 平成21年度における実施施設数

	実施施設数	対象施設数	実施率
保護施設通所事業	37施設	208施設	17.8%
救護施設居宅生活訓練事業	22施設	188施設	11.7%

※ 救護施設居宅生活者ショートステイ事業の実施自治体数は8自治体

#### 【参 考】

##### 保護施設通所事業

###### (目 的)

精神疾患に係る患者等の社会的入院の解消を図り、被保護者が居宅で継続して自立した生活を送れるよう支援するため、保護施設退所者等を保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施する。

###### (参照通知)

保護施設通所事業の実施について（平成14年3月29日社援発第0329030号厚生労働省社会・援護局長通知）

#### 救護施設居宅生活訓練事業

##### (目的)

救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、より、居宅生活への移行を支援する。

##### (参照通知)

社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて（昭和62年7月16日社施第90号 厚生省社会局長通知）

#### 救護施設居宅生活者ショートステイ事業

##### (目的)

一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。

##### (参照通知)

セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知 自立支援プログラム策定実施事業実施要綱）

#### (イ) 保護施設入所者に係る援助方針の策定

保護施設入所者の援助方針の策定に当たっては、保護施設との連絡調整を密にし、施設における個別援助計画等を参考とするなど、入所者個々の状況を十分に把握した上で、入所者の自立支援を図る観点から実施されるよう努められたい。

なお、その際には、保護施設の入所の適否についても検討の上、居宅生活への移行や他法による専門的施設での受け入れが可能な方については、これを優先することとし、関係部局と調整の上、必要に応じ措置の見直しを行われたい。

#### イ 保護施設の整備について

平成22年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成22年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」

（平成22年2月8日社援発0208第1号厚生労働省社会・援護局長通知）により、既に通知しているところであるが、保護施設の入所者の態様は当該自治体における他法施設の整備状況等によって異なることから、保護施設の創設に当たっては、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

また、平成21年度第一次補正予算において、火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備を促進することを目的とする「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」を創設し、都道府県に基金を造成して、平成23年度末まで、社会福祉施設の耐震化整備及びスプリンクラー整備を促進することとしているので、社会福祉法人等が設置する保護施設の耐震化の整備及びスプリンクラー整備について、基金の積極的な活用を検討されたい。

#### (5) 生活保護事務のIT化の推進について

##### ア 生活保護業務データシステムについて

近年、生活保護受給世帯が増加し続けており、また、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化、複雑化している。このような中、適切な生活保護行政を推進していくためには、国、自治体及び福祉事務所において生活保護に関係するデータの分析を行うことが不可欠である。また、生活保護受給世帯の増加に伴う業務量の増加に対応するためにも、福祉事務所においては、生活保護業務のIT化を図り、生活保護業務の効率化を図ることが重要となっている。

このような課題に対応するため、現在、当省による各種業務報告や調査を見直すとともに、福祉事務所及び自治体のデータを一括して定期的に収集し、当省、自治体及び福祉事務所で共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、保護の適正化対策の推進及び政策の企画立案に活用することを目的とした「生活保護業務データシステム」を平成22年4月から一部運用開始する予定である。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、平成22年度中に順次福祉事務所の生活保護システムの改修等を行い、運用を開始していただくよう、計画的な導入・整備をお願いしたい。

また、都道府県・指定都市・中核市本庁職員を対象とした「生活保護業務データシステム」の操作説明会を、本年3月中旬に東京にて開催する予定であるので、関係職員の出席方についてよろしくお願いしたい。